求職者等に対するハラスメント対策方針

公益財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団（以下「財団」という。）では、神奈川県内における社会福祉及び相互扶助に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする組織です。
財団は、財団で働く職員のみならず、財団の採用活動、インターンシップ等の実習に参加する方等（以下「求職者等」という）に対するあらゆるハラスメント行為の禁止を徹底し、就職差別や不利益な取り扱いを排除することにより、公平かつ適正な採用活動を推進してまいります。
採用活動においては、次のルールを厳守します。

１．求職者等に対する全てのハラスメントの禁止
採用面接、就職説明会、インターンシップへの参加等（オンラインを含む）において、役職員等によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、求職者等の尊厳を傷つけ、円滑な求職活動等を阻害する言動を一切禁止します。

２．　面談場所の限定
面談や選考は、原則として、「財団事務所及び財団に関連する施設」「学校施設」「オンライン会議システム」等で実施します。

３．連絡方法
求職者等との連絡は、財団が管理する公式アカウントの SNS、財団指定の電話・メールアドレス・公式な採用ツール経由とします。役職員等の私用の SNS、電話、メールアドレスを用いた連絡を禁止します。

４．採用・選考における配慮
求職者等の人権を尊重し、就職差別やプライバシーの侵害につながる不適切な質問を禁止します。

５．役職員教育と厳正な対処
役職員等に対し、求職者等に対するハラスメント防止に関する周知・啓発を徹底します。万が一、本方針や諸規程に違反する行為が確認された場合は、就業規則等に基づき厳正に対処します。

６．　相談窓口
求職者等に対するハラスメントに関する相談窓口を設置します。相談内容および個人のプライバシーは厳重に保護され、相談窓口を利用したこと、又は事実確認等の調査に協力したことを理由として、選考上の不利益な取り扱いを行うことは一切ありません。

【神奈川ゆめ社会福祉財団 相談窓口】
公益財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団　人事担当
電話番号：0120－302－895

【公的相談窓口】
神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課
電話番号：045-211-7380

2026 年 11 月 5 日
公益財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団